

平成 26 年度岡山大学大学院社会文化科学研究科博士前期課程【9 月募集】入学試験問題

講座	法政理論, 比較国際法政, 公共法政, 司法政策, 地域公共政策コース
専門科目	税法

以下の全ての問いに答えなさい。

第 1 問

次の枠内の文章の内容を、日本の所得税の構造を踏まえた上で、論評しなさい。なお、文中の税制改正、及び、改廃されたという制度は、いずれも架空のものである。

20XX 年の税制改正による、同年 12 月 31 日付けでの住宅地に係る譲渡損益の非課税制度の廃止は、現実に生じた所得に課税すべきという原則に反しており、その合理性に疑問があるものと言わざるを得ない。同改正では、あらたに譲渡損益が課税されることとなった住宅地の取得費が、所得税法 38 条 1 項にいう「その資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額」とはされず、非課税措置が終了する 20XX 年 12 月 31 日時点での時価であるとされており、売却時の時価が当該終了時点の時価を上回る場合において、実際には値下がりによる損失が生じているにもかかわらず、所得があったものとして課税が行われるようになっているからである。

第 2 問

現在の法令の規定、及び、関連する最高裁判例によれば、給与に係る源泉徴収税の過誤納付があった場合において、当該給与の受領者は、その年に係る確定申告において、その還付を受けることができない、と言われる。その理由、及び、還付を受けるために採られるべき実際の手続きを、源泉徴収の法律関係に触れた上で、説明しなさい。